

医療従事者等の確保（日本赤十字社との協定の締結）

概要

- 船舶内で医療救護に従事する日本赤十字社救護班との連携体制について、内閣府と日本赤十字社との間で、船舶活用医療に係る相互の連携協力に関する協定を締結するものです。

(参考) 日本赤十字社について

社長: 清家篤／名誉総裁: 皇后陛下／設立: 明治10年 博愛社設立、昭和27年 日本赤十字社法制定

主な業務: 災害救護、医療・血液事業、国際人道支援 等／災害時には救護班(医師・看護師等)を全国から派遣し、医療救護活動を実施

協定の目的

- 船舶活用医療推進法(令和3年法律第79号)に基づく船舶を活用した医療提供の円滑な実施に関し、内閣府と日本赤十字社の相互の連携協力に必要な事項を定める。

相互協力する業務

- 連絡窓口及び担当を定め、必要な情報を共有
- 都道府県保健医療福祉調整本部との調整を踏まえた救護班の派遣
- 医薬品及び救護資器材を船舶内まで運搬、船舶内の医療救護
- 費用の支弁に関する都道府県との調整支援

(参考) 実動訓練(R7.11.16)における活動



国内型緊急対応ユニット
dERU (domestic Emergency Response Unit)



車両甲板におけるメディカルチェック

協定締結日

令和7年12月22日

派遣スキーム

政府

支援

被災都道府県の
保健医療福祉調整本部

派遣調整



日本赤十字社 救護班

※ DMAT等については、都道府県と各医療機関等との協定に基づき派遣調整